省　令

○国土交通省令第七十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第六十条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月二日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第百四十七条　法第六十条の規定により、航空運送事業の用に供する航空機に装備しなければならない装置は、次の各号に掲げる装置であつて、当該各号に掲げる数量以上のものとする。	**第百四十七条**　法第六十条の規定により、航空運送事業の用に供する航空機に装備しなければならない装置は、次の各号に掲げる装置であつて、当該各号に掲げる数量以上のものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　次に掲げる機能を有する対地接近警報装置（客席数が五を超え九以下及び最大離陸重量が五千七百キログラム以下であり、かつ、タービン発動機を装備した飛行機であつて、最初の法第十条第一項の規定による耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による耐空性についての証明その他の行為（以下「耐空証明等」という。）が令和八年一月一日以後になされたもの並びに客席数が九又は最大離陸重量が五千七百キログラムを超え、かつ、ピストン発動機を装備した飛行機に限る。）　一	（新設）
イ　過大な降下率に対して警報を発する機能	
ロ　離陸後又は着陸復行後の過大な高度の喪失に対して警報を発する機能	
ハ　前方の地表との接近に対して警報を発する機能	
ニ　地表との距離が十分でない場合に警報を発する機能	
四の二　次に掲げる機能を有する対地接近警報装置（客席数が九又は最大離陸重量が五千七百キログラムを超え、かつ、タービン発動機を装備した飛行機に限る。）　一	四　次に掲げる機能を有する対地接近警報装置（客席数が九又は最大離陸重量が五千七百キログラムを超え、かつ、タービン発動機を装備した飛行機に限る。）　一
イ　前号イからハまでに掲げる機能	イ　過大な降下率に対して警報を発する機能
ロ　過大な対地接近率に対して警報を発する機能	ロ　過大な対地接近率に対して警報を発する機能
（削る）	ハ　離陸後又は着陸復行後の過大な高度の喪失に対して警報を発する機能
ハ　脚が下がつておらず、かつ、フラップが着陸位置にない場合であつて地表との距離が十分でないときに警報を発する機能	ニ　脚が下がつておらず、かつ、フラップが着陸位置にない場合であつて地表との距離が十分でないときに警報を発する機能
ニ　グライドパスからの過大な下方偏移に対して警報を発する機能	ホ　グライドパスからの過大な下方偏移に対して警報を発する機能
（削る）	ヘ　前方の地表との接近に対して警報を発する機能
（削る）	四の二　次に掲げる機能を有する対地接近警報装置（客席数が九又は最大離陸重量が五千七百キログラムを超え、かつ、ピストン発動機を装備した飛行機に限る。）　一
五　国際民間航空条約の附属書六第一部第四十七改訂版に規定する滑走路逸脱警報装置（最大離陸重量が五千七百キログラムを超え、かつ、タービン発動機を装備した飛行機であつて、最初の耐空証明等が令和八年一月一日以後になされたものに限る。）　一	イ　前号イ、ハ及びヘに掲げる機能
	ロ　地表との距離が十分でない場合に警報を発する機能
	（新設）